



地域計画の充実・実現に向けた令和8年度からの取組

令和8年4月17日
佐賀県農林水産部農業経営課

基幹的農業従事者数は今後どうなる？



出典：＜全国＞農林水産省「農林業センサス」より全中推計

＜佐賀＞農林水産省「農林業センサス」より県推計

基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者



現在の農地を維持するには？

集落数:1,931集落、耕地面積:5万ha →1集落で約25haを守っている



現在の農地(25ha)を維持するには、この人数で守っていくことになる

出典：＜集落数＞農林水産省「2020年度農林業センサス」より
＜耕地面積＞農林水産省「2022年度面積調査」より

私たちは何をすべきか？

すべきことは3点

①守るべき農地はどこなのか

全部は守れないため、守る農地をゾーニングする

→個人、地域での検討が中心になる

②守るべき農地を少なくなる人員でどのようにして守るのか

効率を上げるため、農地の集約化を進める

→関係機関(市町・農業委員会・JA・土地改良区・農業公社・県等)の役割が大きい

③守るべき農地の担い手をどのようにして確保するのか

企業・法人も含め、地域内外から幅広く受け手を見つける

→関係機関(市町・農業委員会・JA・土地改良区・農業公社・県等)の役割が大きい

人口減少を見据え、**今**から

地域における“**将来の姿**”について話し合うことが重要

= 「地域計画」

地域計画とは

地域農業の設計図

「これから先、誰がどこ（誰）の農地を担っていくのか？」
地域で協議し、将来の農地利用の在り方の方針を定めるもの

地域計画

将来どのような地域農業を目指すか
を示す「計画書」

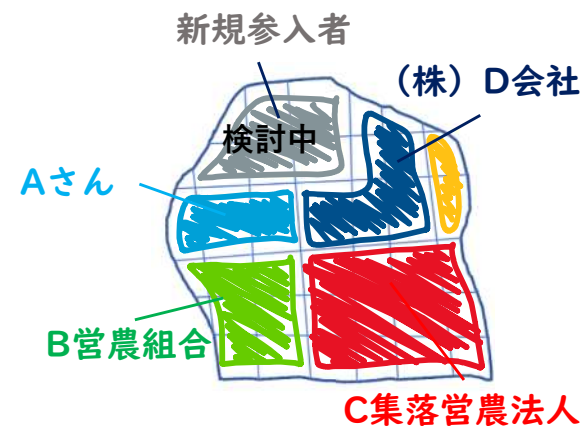
- ・効率化を図るために各担い手ごとに農地をまとめていこう！
- ・地域に担い手がないので新規就農者や新規参入者等呼び込もう！
など



+

農地一筆ごとに利用者を明確化した
「目標地図」

守っていく農地の範囲やこのままでは維持困難な農地を明確化しながら、将来、誰がどこの農地を利用するかを耕作者ごとに地図上に表示



農業経営基盤強化促進法の一部改正（R5.4.1施行）により・・・

‘将来の地域農業の在り方’を示す「地域計画」を策定すること’が法律に定められました（※R7.3月までに策定）

地域計画の充実・実現に係る佐賀県取組方針

「地域計画の充実・実現に係る佐賀県取組方針」の概要

5つの取組内容

1 充実・実現に向けた推進体制の整備

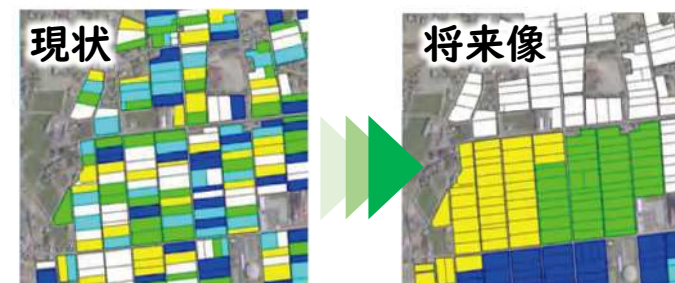
- ・市町は、農業委員会、農業公社、J A、土地改良区等の関係機関と地域計画の充実・実現に向けた協議を行うとともに、これら関係機関と一体となって推進体制の整備に取り組む
- ・各関係機関の担当者は、管内市町の要請に基づき、協議の場に参画し、それぞれの専門性を活かして地域計画の実行が順調に進むよう積極的に支援する

2 地域計画のブラッシュアップ・実行

- ・市町段階の関係機関は、**耕作者及び地権者等の更なる意向把握**を進め、将来の農地利用の姿を明らかにするため、年1回以上の地域の話合いをベースに、地域計画のブラッシュアップを進め、実行支援をしていく

3 農地集約実践地区の選定・実行

- ・市町段階の関係機関は、地域の状況に合わせた**農地の集約化**を進め、まとまった農地の形に近づくよう努めるものとする。特に、県は、県内3つ以上の農地の集約を実践する地区を選定し、強力に農地の集約化を進めていく



4 地域内外から農地の受け手の幅広い確保

- ・関係機関は、親元就農や定年退職後の就農等による担い手の確保、地域内の後継者育成を支援する
- ・J Aや市町、県等の関係機関は、集落営農組織の法人化と併せ、協業管理方式への段階的な転換等を支援する
- ・県（企業・法人参入推進チーム）と市町段階の関係機関は、地域から受入の意向があれば、候補地を選定し、**企業・法人と農地のマッチング**を調整し、参入した企業・法人が地域に定着・拡大できるよう支援する

5 広域での意見交換会や勉強会等の実施

- ・県は、課題解決に向けた支援や広域での意見交換会等を実施することで、各関係機関担当者の知識向上と県域での連携を図り、地域計画の実行を加速化させる

1 農地集約の加速化

- ✓ 県内全市町での農地集約イメージマップ（集約マップ）の策定を支援
- ✓ 農業振興C単位に農地集約タスクフォースを設置
- ✓ 農地集約に向けた交渉を行う農地のつなぎ手支援員を設置
- ✓ 協力金交付により農地集約を後押し



2 企業参入の加速化

- ✓ 「Open Farmland」の開催地の拡大
（3か所以上／各農業振興Cのまとまった農地を確保）
- ✓ 企業誘致補助金の農業版（農業参入奨励金）の創設



推進体制

農地集約タスクフォースの設置



集約イメージ

農地集約イメージマップの作成・共有



インセンティブ

協力金の交付

※詳細は参考資料を参照

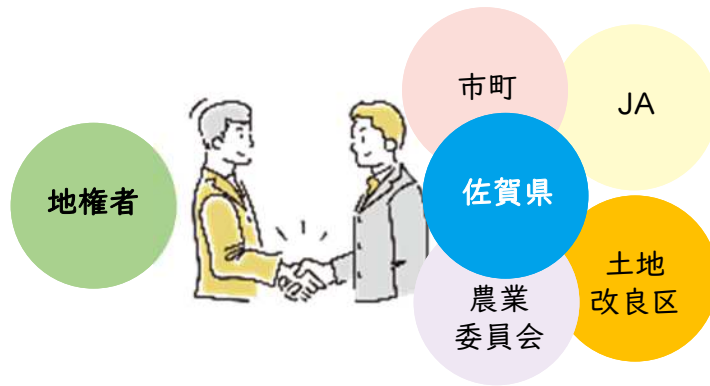


規模拡大や企業参入の障壁となる**農地の確保・集約に全力**で取り組む。

専門チーム設置による農地集約の加速化→大区画化へ

体制強化 (R8~)

- 農地集約の**専門チーム(タスクフォース)**を設置。
- 重点振興センターには、**農地のつなぎ手支援員**を配置。
(杵島、佐城を想定)
- 出し手への**集約協力金**を活用し、農地の交換を地権者と交渉



大区画化に向けて、**R8~R10**で
農地集約を徹底的に推進

STEP①

農地集約タスクフォースが集約を進める地区を選定。

STEP②

農地集約マップの作成

※集約マップ:担い手等の共通認識のもと、主要な担い手ごとに、将来集約・拡大したい耕作エリアを設定した地図

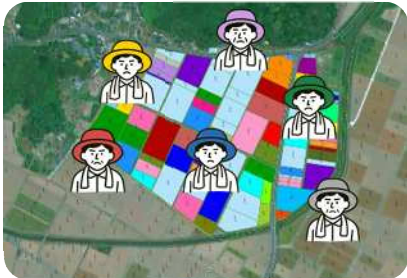
STEP③

農地のつなぎ手支援員が中心となって地権者と交渉

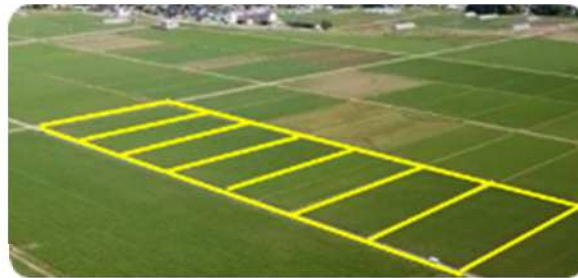
担い手への農地の集約
効率的な営農、規模拡大を実現



現在



- 耕作者が複数
- 農地が点在



数年後のイメージ(農地集約 ⇒ 大区画化)



「農地集約イメージマップ」に基づく農地集約の加速化



農地が点在・非効率、耕作者が多数

国の推進方向

法に基づき、**農地一筆一筆**の10年後の耕作者や利用方法を「地域計画」に位置付け

※離農者と担い手（規模拡大意向農家）の個別のあっせんでは、**集約化につながりにくい**

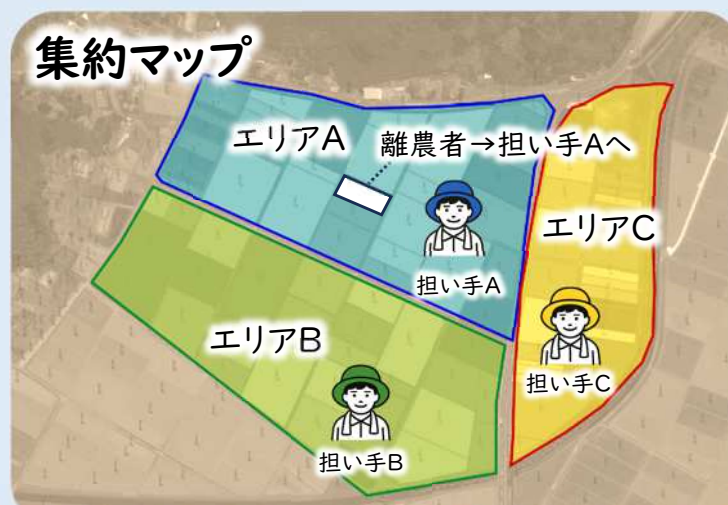
佐賀県**独自**の
推進方向

農地集約イメージマップ（通称：**集約マップ**）に基づく農地集約

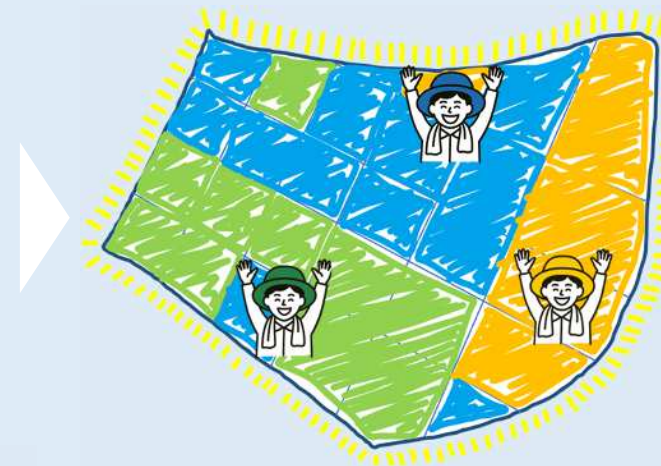
担い手・市町・農業委員会等の共通認識のもと、農地一筆一筆ではなく、**主要な担い手ごとに将来集約・拡大したい耕作エリアを設定**した地図



地域での話合いのもと、主要な担い手の耕作エリアを設定



効率的な営農のため、集約マップに基づき、そのエリアの担い手に農地をあっせん



担い手への農地の**集約・交換**、**効率的な営農**、規模拡大が実現

新たな農業の「担い手」としての企業参入を加速化

企業・法人の農業参入を推進する目的

将来、担い手の確保が見込めない農地を農地として守るために、
その手段として新たな担い手（企業・法人）の農業参入を推進しています。

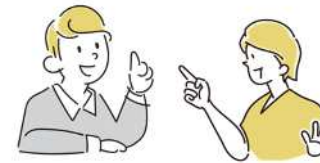
1. 地域・集落で守る

“担い手”が“地域”で地域の農業を継続する



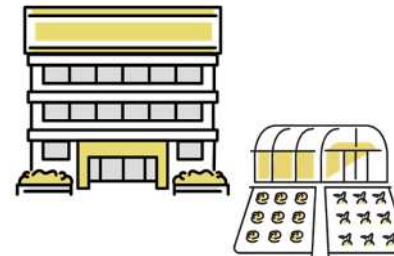
2. 産地で守る

“産地”で“担い手”を育てる（トレーニングファーム等）



3. 新たな担い手の参入

“企業・法人”と“農地情報”をマッチング



農地を守る × 企業・法人参入

目的

手段

※ 優先

最後の一手



企業参入推進イベント



企業に切り込む



AGreeting !



企業が売り込む

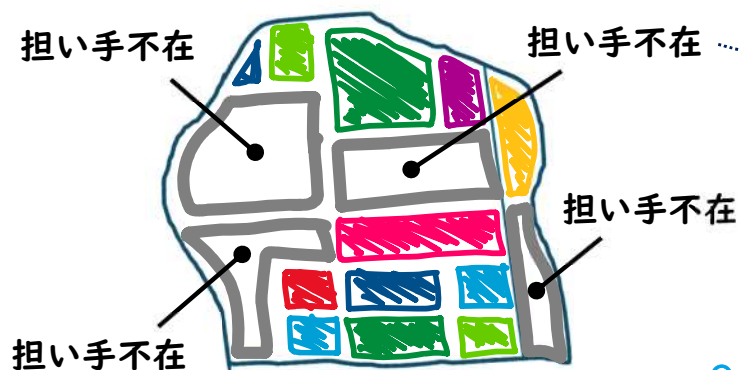


Open Farmland !



企業を呼び込む

「Open Farmland in Saga !」の取組拡大



農地集約タスクフォースの活動により、
「担い手不在農地」があらわになると推測



そこで!

令和8年度以降は、
農地見学会「Open Farmland」の
開催地区を増やします!

企業に売り込む
(市町→企業)



令和6年度

第1弾として、多久市で開催しました。

参入・規模拡大を希望する企業10社に、
板屋地区、宿地区、瓦川地地区の合計32.7haの農地を
実際に見てもらい、地域と企業とのマッチングを進めた結果、
1社の参入が決定しました!

また、参加した企業1社が唐津市でのマッチングを希望され、
上場エリアで規模拡大されました!

Open Farmland! とは

学校等で校舎を開放して行われる「オープンキャンパス」を農地でもやってみようと
佐賀県独自の取組として、令和6年度から開催しています。



令和7年度

第2弾として、嬉野市、唐津市、みやき町で開催し、
参入・規模拡大を希望する企業21社が参加されました。
現在、嬉野市で5社、みやき町で3社が
マッチングに向けて調整を進めています。

第3弾として3月に、佐賀市、有田町、玄海町で
参入・規模拡大を希望する企業11社が参加されました。

効果は着実に出ています! /

令和8年度

参入候補への徹底営業(本命攻略)

- ・ Open Farmland 開催地の拡大
(3か所以上/各振興センター)
- ・ 企業誘致補助金の農業版(企業参入奨励金)
の活用

担い手不在農地の情報を
得るためには、皆様の協力が
不可欠です。農地情報の
提供をお願いいたします。



連携して進めましょう!

農業版の企業誘致補助金の創設

》》》 企業参入の取組

／さらに手厚く！／

企業ニーズに応じた支援を拡充！

New!

農業版企業参入奨励金を創設 園芸888サポート事業

企業の農業参入にかかる初期費用を幅広く支援

第1号

(株) 橋本農園

品目：ミニトマト
栽培面積：1.2ha



第2号 (株) げんき農場 (いちご：18a)

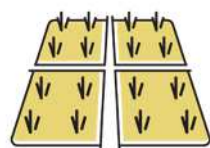
第3号 (株) FarmValue (いちご：18.3a)

第4号 (株) Y.Kカンパニー (葉物野菜：1.9ha)

第5号 (株) ファームカレン (たまねぎ：2.6ha)

第6号 (株) シトラスプラス (柑橘類：1.4ha)

企業・法人参入推進チームが関わり、参入が決定した場合は、登録証の贈呈、県HPでの紹介、佐賀県のさまざまな情報を発信、営農開始後も県のパーマナント職員がサポートしています。



担い手不在

企業と農地を
マッチング！



農業を志す企業

農業参入奨励金が
参入の決め手に！



新たな農業の担い手となりえる企業に「選ばれる佐賀県」へ！

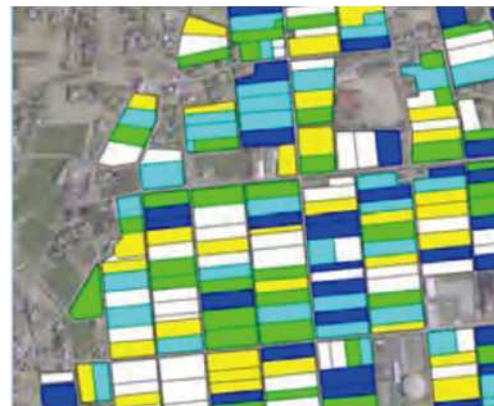
以下
參考資料

現況地図

多くの地域で



目標地図



になってしまっている

【県内の目標地図が現況地図とほぼ同じになった理由】

- 1 策定までの期間が短かった(話し合う時間が短かった)。
- 2 参加者が少なかった(参加者が多すぎた)。
- 3 農地集約(農地交換)までの細かい話までは難しかった(時間がかかる)。
- 4 貸借の要件(貸借・売買時に地域計画に位置付けられているか確認)
- 5 補助事業の要件(念のため、可能性のある人を位置づけるなど)

※4、5の要件は今後も継続する見込み。理想とする目標地図の作成は難しく現実的には、今後も現況地図÷目標地図のままになる可能性が高い。

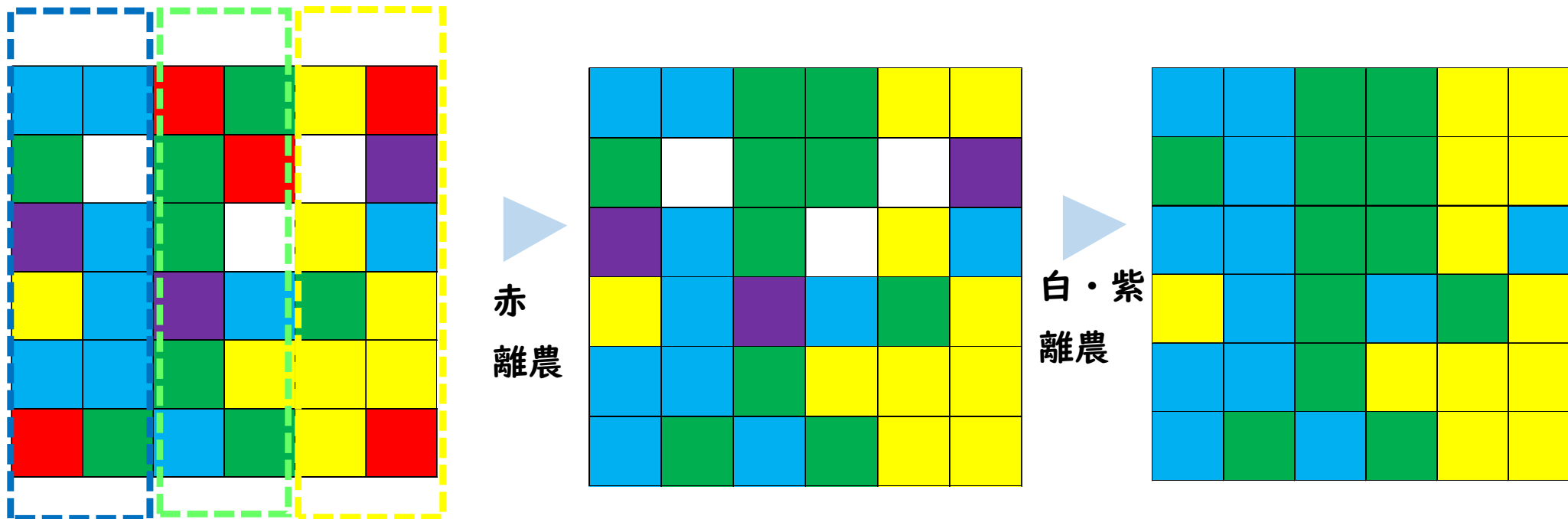


農地集約イメージマップ[°](通称:集約マップ)の作成・活用

集約マップを基にした集約の進め方

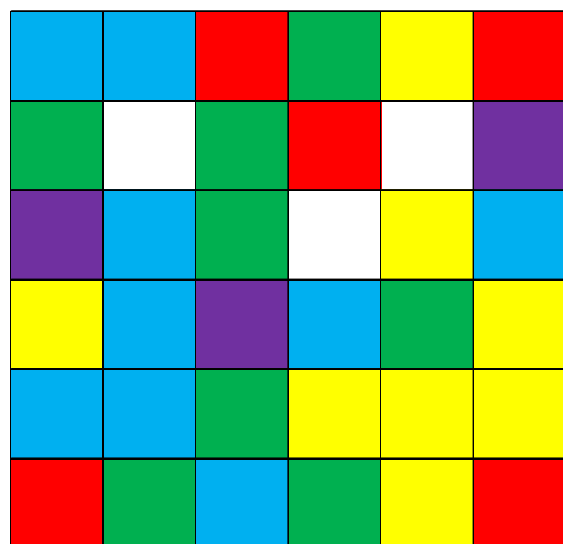
集約マップ

- ・ 将来の主要な担い手（青、緑、黄）

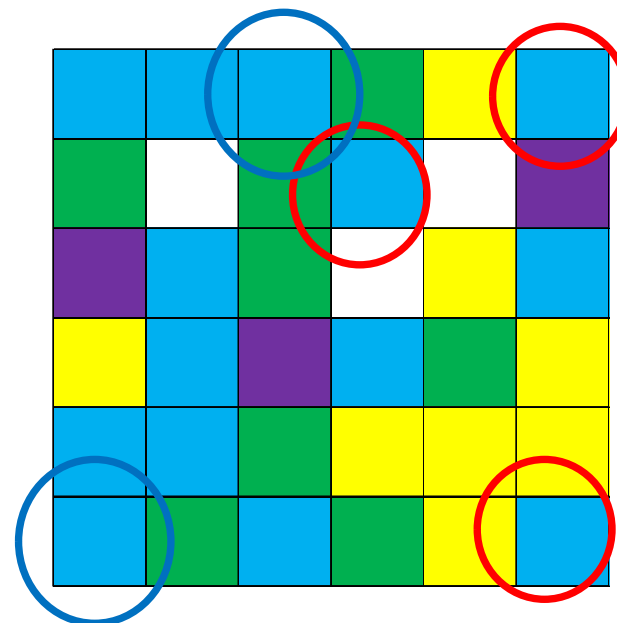


今後、離農者が急速に増えることは確実。集約マップを策定して、離農者が出てくるたびに、**集約マップに基づき担い手に農地をあっせんしていくこと**を基本とする。 → 自然に集約化が進む。

集約マップを基にした集約の進め方



赤→青（1名）
にあっせん



【1名にあっせんする場合の課題】

○青の耕作者は経営面積が増えたが、**農地がばらばら（遠く離れた農地と大区画化（畦畔除去）できない農地を新たに抱えてしまう）。**

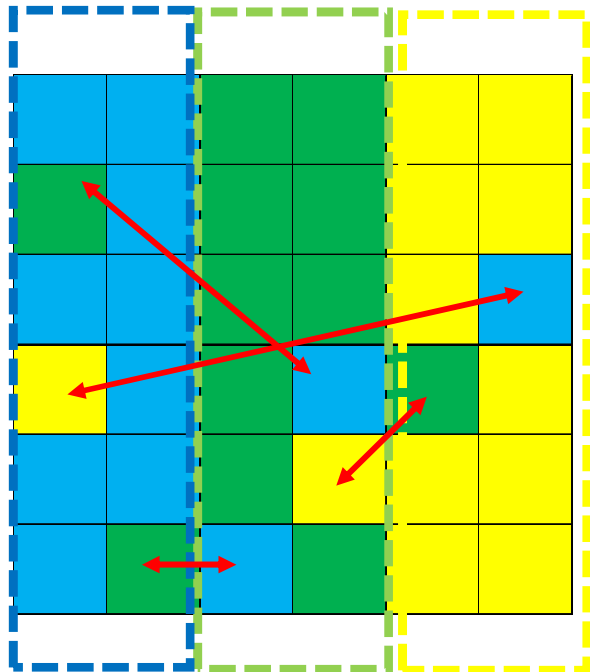
○そもそも大規模農家（将来の主要な担い手）からは、

- ・離れた農地は移動時間が長く、引き受けたくない（手放したい）。
- ・現状では**経営面積が限界**。これ以上は、集約された耕作エリアから近い農地しか引き受けることができない。 などの声がある。

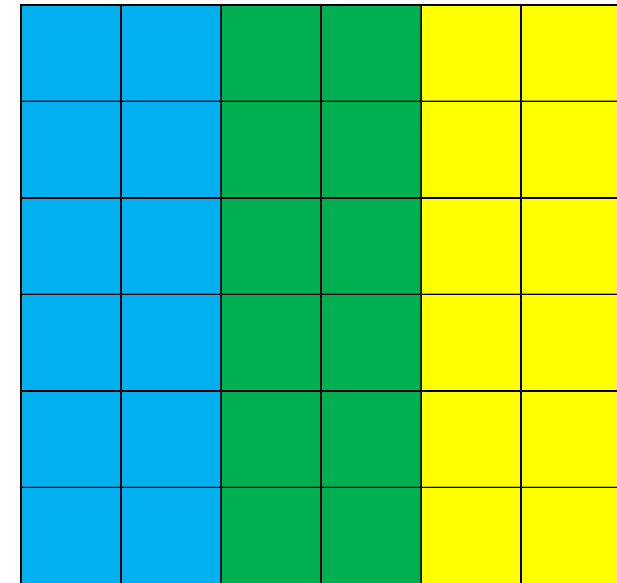
○これから経営面積が比較的大きい農家のリタイアが増えてくる。これを1人の担い手が引き受けることは容易ではない。

さらに、**将来の主要な担い手同士による農地の交換**を行う。

・ 将来担い手（青、緑、黄）



担い手同士の
農地交換



○将来の主要な**担い手同士**で**農地の交換**を行い、集約を進める。

R7年度 集約マップの作成事例(モデル地区での実証)

①【モデル地区】

○3市町5地区を集約マップのモデル地区に設定

- ・江北町下小田地区
- ・白石町辺田地区
- ・嬉野市中通地区、美野・畦川内地区、北下久間地区

②【構成機関】

- ・佐賀県(本庁、振興センター)、市町(農政、農委)、農業公社、農業会議
- ※農協は嬉野のみ参加

③【取組内容】

○ステップ① 地区説明会

- ・集約マップを作成することの地区の合意
- ・将来の主要な担い手の選定依頼(話合いの参加者選定)

○ステップ② 集約マップの作成

- ・集約マップを策定するための話合いの開催

○ステップ③ 集約マップの地権者説明会

- ・集約マップに基づいて、集約を進めていくことの協力依頼



モデル地区における集約マップの作成(手順)

STEP①

集約マップの概要説明

STEP②

希望する耕作エリアについて、主要な耕作者ごとに個別に聞き取りを行う。

※希望する耕作エリアについて、主要な耕作者ごとに聞き取りを行う。意見が出にくい状況が想定されるため、当初は職員側から対象者を積極的に指名し、順次、聞き取りを行う。慣れてくると、「この地域は〇〇さんが適任」「〇〇さんか〇〇さんのいずれかが妥当」といった具体的な意見が出てくる。

※中山間地域等において耕作を希望する者がいない場合は、議論を深めず、耕作エリアは当面“未定”として扱う。

STEP③

耕作エリアが担い手同士で重複していない場合には、当該エリアを確定する。エリアが決定した際は、地図上で該当区画をマジック等で囲み、耕作者名をマップに記載する。

一方で、複数の担い手で耕作希望エリアが重複している場合は、関係者間で協議を行い、調整を図る。

※調整が難しい場合は、複数名の名前を地図に記載

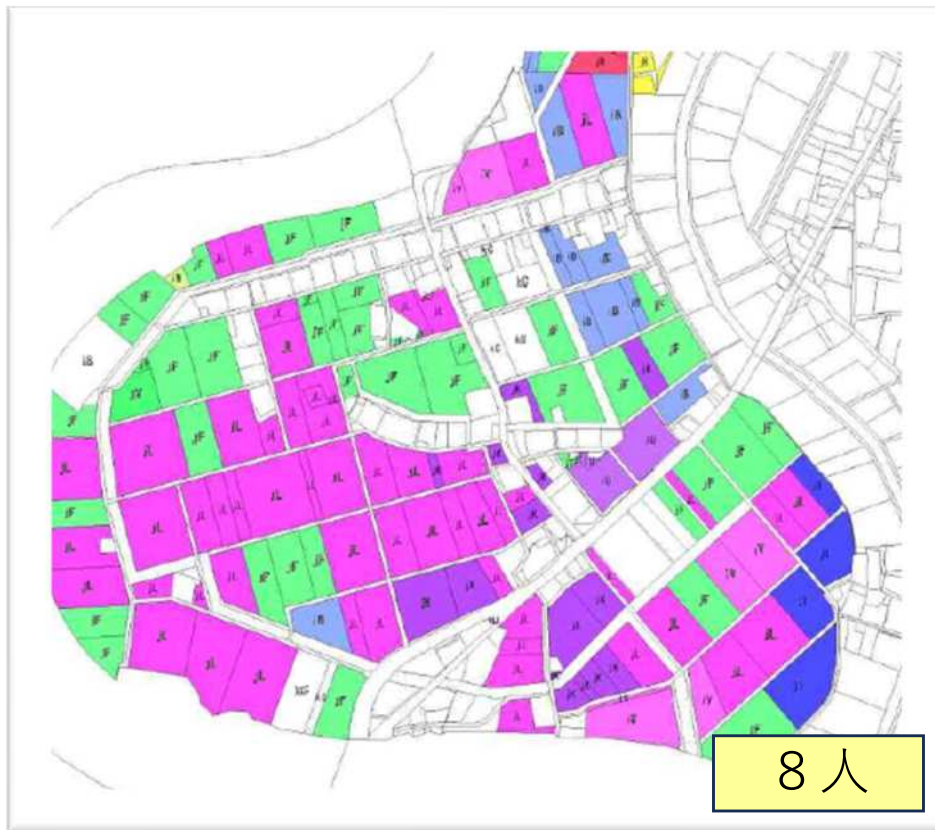
STEP④

作成した集約マップを参加者全員で共有・振り返り

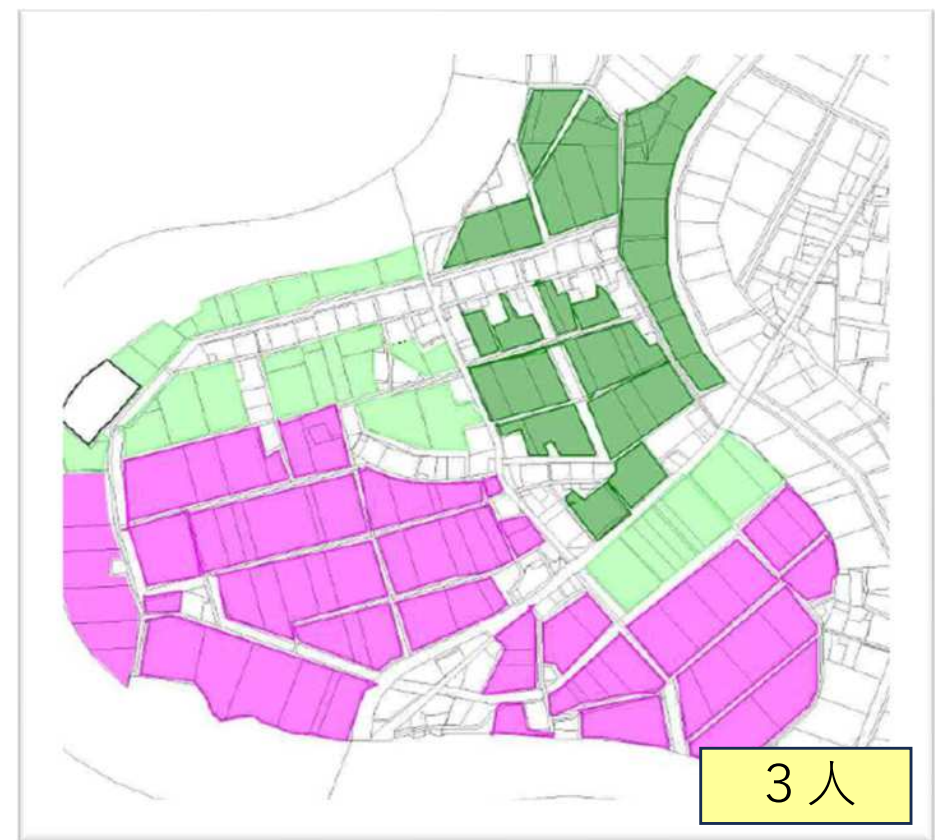


モデル地区における集約マップの作成(完成したマップ)

- ・地元説明会およびマップ策定は、計2日間で実施し、いずれも1時間程度の所要時間。
⇒集約マップは、**簡便**かつ**短時間**で作成することができる。
- ・将来の担い手の意向(希望する耕作エリア)を明確化することが可能となった。
⇒農地集約の将来像を、マップにより**明確**に示すことができる。



目標地図



集約マップ

江北町下小田地区の一部

農地集約は、耕作者の同意のみで可能なのか？



農地集約を進めるためには、
耕作者のみならず“**地権者の理解と協力**”が不可欠！



地権者説明会の開催



地権者へのメッセージ

みんなで守る農地、みんなで育てる未来

地権者と耕作者が協力し、農地を集約し、未来の農業を守りましょう。



農地集約は耕作者だけできません。地権者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

ステップ1 耕作者が変わることに対する理解・協力

- 集約マップに基づいて集約を進める場合、マップに位置付けられた担い手の方に農地を貸し付けていただくことになります。そのため、これまでと耕作者が代わるほか、1名の地権者の方に対して複数の耕作者が関わることになる可能性があります。耕作者が代わることや複数名になることについてご理解いただき、貸付にご協力頂きますようお願いいたします。

ステップ2 畦畔の除去（大区画化）

- さらに、省力化を進めていくためには、畦畔を除去し、農地の区画を拡大することが必要です。畦畔除去を行うことについてもご理解をお願いします。なお、畦畔除去後に圃場間の境目が分からなくなることがないように、杭を打つなどの対応を行っていくことになります。

留意点

- 集約マップの作成後は、集約マップに基づき農地の貸し借りを進めていきますが、あくまでも**目安**であり、マップに位置付けられた担い手の方に必ず貸しつけなければならないわけではありません。賃料等の条件で折り合わない場合もあるかと思います。
- 農地は皆様の大切な財産ですので、強引に畦畔除去を進めていくことはありません。まずは農地の集約にご協力頂くだけでも省力化につながり、ひいては地域農業を守ることにもつながります。

地権者の皆様は概ね肯定的(前向き)



【主な意見】

- 1 農家はどんどん減っていくので、早く進めていかないとダメ。
- 2 誰に作ってもらっても構わないが、しっかり調整して欲しい。
- 3 良い取組だと思うが、家の近くの農地も借りてもらえるようにして欲しい。

園芸888農地集約加速化実証事業(R8新規)

目 的

農業者の高齢化や減少が急速に進む中、少ない農業者でこれからの地域農業・農地を守っていくには、農地を集約化し、効率的な農業経営を行っていくことが重要。昨年度、地域の将来の農業の在り方や農地利用の目標を定めた「地域計画」が県内全市町で策定されたが、多くの地域計画では農地集約化の具体的なビジョンが描けていない状況。

また、さが園芸888運動における産出額目標の達成に向けては、たまねぎ等の露地野菜の産地拡大がカギとなっており、そのためには農地の集約化・大区画化による生産者の規模拡大が重要。

このため、佐賀県独自の新たな手法として、担い手ごとの耕作エリアを定めた「農地集約イメージマップ」(通称:集約マップ)の作成支援や農地交渉の専門チームの設置、集約マップに基づき集約を行った農地の出し手への協力金の交付といった取組を試行的に実施し、その効果を実証する。

事業内容

区 分	内 容	事業実施主体	補助率等	予算額
①農地集約の取組拡大に向けた体制整備	農地交渉の専門チームを設置し、その取組効果を実証	県	—	11,016千円
②集約マップ策定支援事業	集約マップの作成に係る事務経費に対する補助	市町	定額 (上限1,000千円)	1,700千円
③農地利用効率化協力金交付事業	集約マップに位置付けられた受け手に農地が権利移動した場合に、出し手に協力金を交付	地権者 現耕作者	50千円/10a	16,000千円

農地集約の手順



集約マップ策定支援事業

集約マップの作成に取り組む市町に対し、作成に係る経費を助成する。

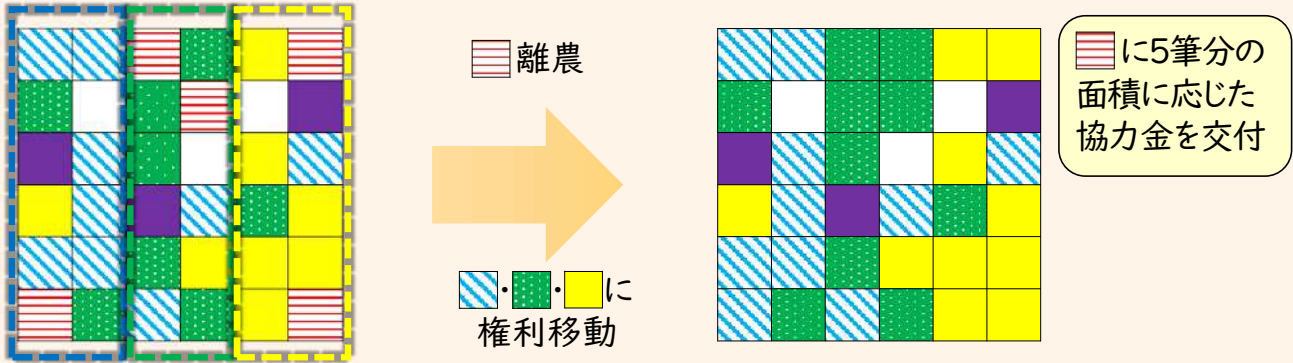
事業実施主体	市町
助成対象者	市町
助成対象経費	以下の取組に係る事務経費（会場借上費、消耗品費、コーディネーターへの謝金 等） ・ 集約マップ作成に係る説明会 ・ 農地集約に係る意向調査の実施 ・ 集約マップ作成のための話し合い ・ 作成した集約マップの地権者等への説明会 ・ その他、集約マップ作成のために必要と認める取組
補助率 等	定額（市町ごとの上限額：1,000千円）
要件等	事業実施年度末までに、集約マップを作成し、その写しを県に提出すること。 ※集約マップの作成にまで至らなかった場合は、理由書を作成し県に提出すること。



集約マップ作成のための話し合い

農地利用効率化協力金交付事業

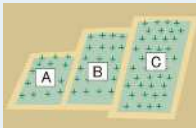
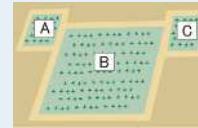
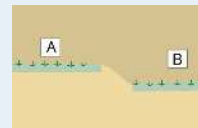
集約マップに基づき農地が権利移動した場合に、農地の出し手に対し、市町から協力金を交付する。

事業実施主体	市町
助成対象者	集約マップに基づき権利移動を行う農地の出し手（地権者または現耕作者）
助成内容	集約マップに基づき農地が権利移動した場合に、当該農地の出し手（地権者または現耕作者）に対し協力金を交付 
交付単価	50千円/10aまたは30千円/10a（1者あたりの交付上限額：500千円）
主な要件等 ※詳細は次ページを参照	- 当該農地の受け手が、集約マップ上の「将来の主要な担い手」として耕作エリアが位置付けられた者であること。 - 集約マップのエリア内で、事業実施年度の翌年度末までに、<u>将来の主要な担い手が作付けする園芸品目の面積の合計値が事業実施年度の前年度末時点より増加すること。</u>

農地利用効率化協力金交付事業の交付要件等

交付単価	【通常】 <u>50,000円/10a</u> ※出し手となる地権者と現耕作者が異なる場合は、<u>地権者に30,000円/10a、耕作者に20,000円/10a</u> 【園芸団地整備の取組の場合】 <u>30,000円/10a</u>（ただし、園芸団地農地を含めて基本の集約マップ要件を満たしている場合は50,000円/10a） ※出し手となる地権者と現耕作者が異なる場合は、双方協議の上交付単価を設定
交付対象農地の要件	以下の(1)～(5)の要件を全て満たす農地であること。 (1)集約マップにおける将来の主要な担い手の耕作エリアに位置付けられていること。 ※園芸団地用農地の中間保有の取組の場合を除く。 (2)当該農地を含む集約マップが次の①～④の要件を全て満たしていること。 ※R7モデル地区及び園芸団地構想策定地区においては、①及び②の要件は免除とする。 ① <u>概ね100ha以上（中山間地域等では概ね40ha以上）の同一市町内の農地面積を対象としていること。</u> ② <u>全ての将来の主要な担い手の耕作エリアが概ね3ha以上（中山間地域等では概ね1ha以上）の団地又は園芸団地用農地であること（面積要件無し）。</u> ③ <u>地権者へ対面での説明を行ったものであること。</u> ※遠方に在住の地権者に対しては文書等による説明を行うこと。 ※園芸団地構想策定地区を対象とした集約マップについては、地権者等への説明を終えたものとみなす。 ④ <u>集約マップの策定対象地区において、事業実施年度の翌年度末までに、将来の主要な担い手が作付けする園芸品目の面積の合計値が事業実施年度の前年度末時点より増加する計画を有していること。</u> (3)<u>概ね3ha以上（中山間地域等では概ね1ha以上）の団地からなる担い手の耕作エリア内の農地又は園芸団地用農地（面積要件無し）であること。</u> ※令和7年度に策定済みの集約マップ内の農地は除く。 (4)集約マップに位置付けられた将来の主要な担い手に新たに権利移動が行われる又は行われる予定であること。 ※園芸団地用農地の中間保有の取組の場合は農地中間管理権の設定が行われる又は行われる予定であること。 (5)<u>前年度1月1日から当年度12月31日までに、権利移動についての認可・公告が行われた農地であること。</u> (6)過去に本事業及び「佐賀県農地集約協力金事業」による協力金の交付を受けていないこと。
配分基準	要望額が予算額を上回る場合は、以下の地区の順に優先配分を行う。 (1)<u>園芸団地構想策定地区</u> (2)<u>R7モデル地区</u> (3)その他の地区 ※園芸作付面積の拡大幅が大きい地区から優先的に配分

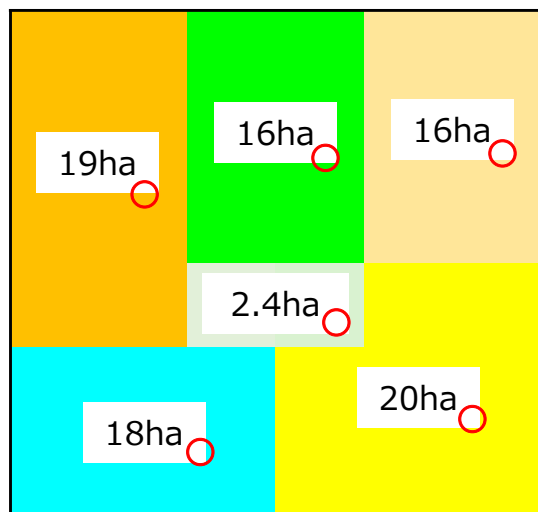
農地利用効率化協力金交付事業における定義等

担い手	認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営
R7モデル地区	江北町：下小田地区 白石町：辺田地区 嬉野市：中通地区、美野・畦川内地区、北下久間地区
中山間地域等	以下のいずれかに該当する地域 ○農林統計の農業地域類型における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域 ○中山間地域等直接支払交付金制度における集落協定又は個別協定の対象となる農地が過半以上となる地域
団地	以下の①～④のいずれかに該当する2筆以上の隣接する農地 ①畦畔で接続する農地 ②農道又は水路等を挟んで接続する農地 ③各々一隅で接続する農地 ④段状に接続する農地    
交付対象となる権利移動	○機構を通じた10年以上の賃借権等の設定 ※賃借権又は使用貸借による権利の移転の場合は、契約期間の要件は求めない。 ○農地売買等事業による売渡し ○園芸団地用農地の中間保有の取組の場合における農地中間管理権の設定

交付対象となる集約マップのイメージ(平坦地域の場合)

【パターン1】

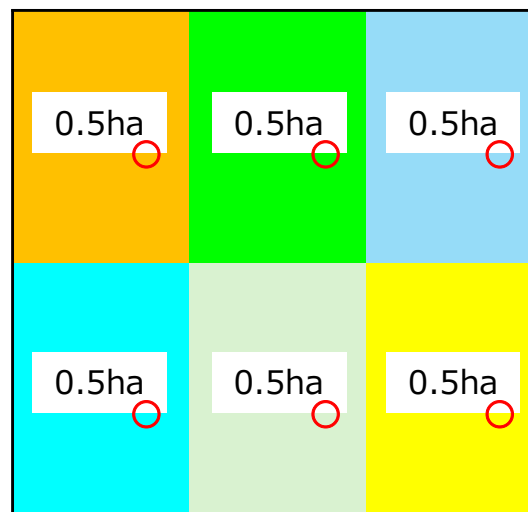
マップ対象面積：90ha



→全て5万円/10a

【パターン2】

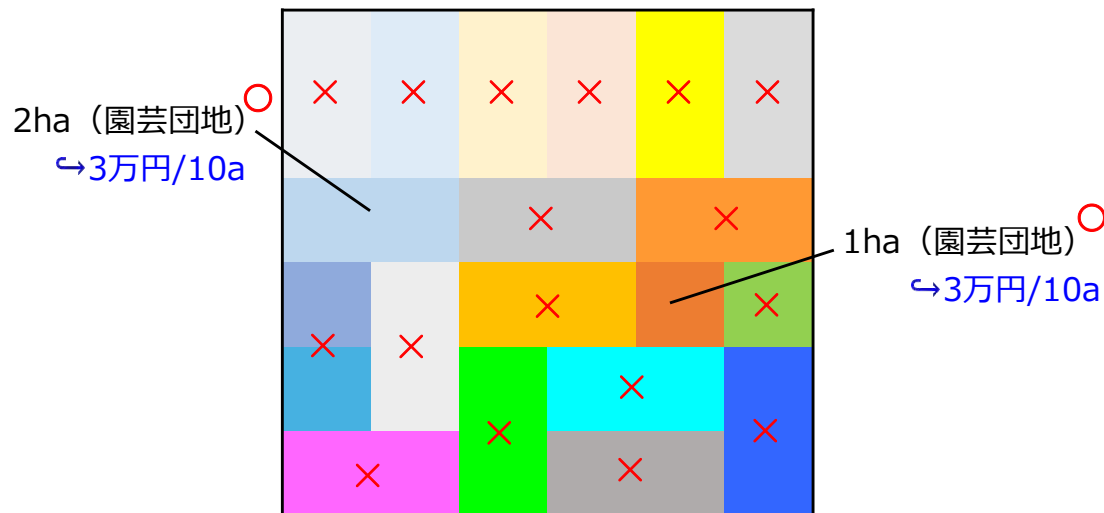
マップ対象面積：3ha (全て園芸団地農地)



→全て3万円/10a

【パターン3】

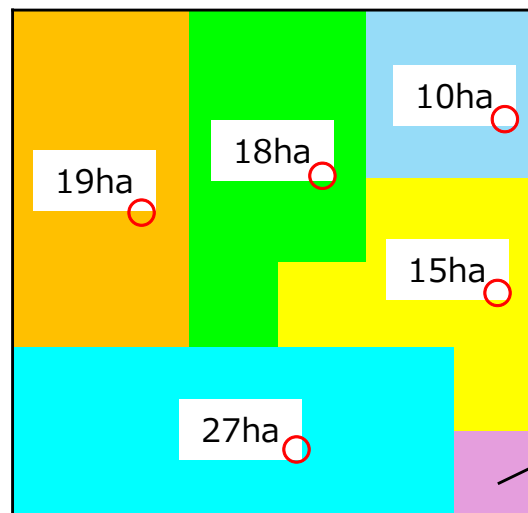
マップ対象面積：36ha (園芸団地含む)



→園芸団地農地以外は交付対象外

【パターン4】

マップ対象面積：90ha (園芸団地含む)



1ha (園芸団地) →この分も5万円/10a

農地集約加速化事業の令和8年度実施スケジュール

